「簡易な施工計画」作成の注意点

　総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）の標準様式をワードファイルに変更しています。

　平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，ＰＤＦ形式に変換して申請してください。

　なお，簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も，なるべくＰＤＦ形式にて提出するようにしてください。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ：Ｒ２徳土　徳島引田線　藍・徳命　橋梁耐震補強工事（１）（担い手確保型）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①周辺に与える影響の軽減に関する事項②使用資機材及び仮設足場等の搬入・搬出作業など，当該工事を安全に行う工夫に関する事項③工事期間中に異常気象が発生した場合の対処に関する事項④建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等に関する事項 |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ２徳土　徳島引田線　藍・徳命　橋梁耐震補強工事（１）（担い手確保型）

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上配慮すべき事項」の適切性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| 　本工事は，名田橋上部工への炭素繊維シート接着工法による橋梁耐震補強工事である。施工ヤードは供用している橋梁の下側に設置する仮設足場であり，高所かつ，高水敷もしくは水面上となる。当路線である主要地方道 徳島引田線は交通量が22,476台／日と非常に多いことから，仮設足場の設置・撤去や資機材の搬出入は夜間作業を想定している。このため，日中における歩行者及び通行車両への安全対策はもとより，夜間交通規制による影響を最小限に抑えるためには，事前の周知や，狭隘な施工ヤードでの安全対策について工夫が求められる。また近隣には公園，河川，橋梁への添架物等があることから，周辺への配慮も必要である。なお，工事は通年施工のため，異常気象時においては，暴風等気象状況に応じた足場や資材の損壊及び飛散防止対策が求められる。　その他として，建設産業の担い手育成の観点から，この工事の施工においては，県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した現場見学会等）を実施することとしている。そのためには，取り組みの提案や実施する際の関係機関との事前調整，安全確保等が求められる。　これらのことを踏まえて，次の全ての事項について具体的に記述すること。　①周辺に与える影響の軽減に関する事項　②使用資機材及び仮設足場等の搬入・搬出作業など，当該工事を安全に行う工夫に関する事項　③工事期間中に異常気象が発生した場合の対処に関する事項　④建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等に関する事項 **※④の有効な取組については，その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。**　**※④の申請について，受注後，関係機関等との事前調整の結果，実施ができないと判断できる場合は，受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。** |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。＜記述上の留意点＞

商号又は名称：

簡　易　な　施　工　計　画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

　工　　事　　名 ： Ｒ○○　○○○○○工事　　←※工事名が間違っていないか確認を！

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | 「施工上の課題への対応」の的確性 |

|  |
| --- |
| 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ○○ということ（工事特性）に鑑み，○○する観点から，次の事項について記述すること。　①　○○・・・　②　△△・・・ 　③ ■■・・・ 　④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して，②の項目で評価することはないので，　　テーマに沿った記述になっているのか，再確認を！特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上とする。　なお，「記述枠」の規格値は縦21.0cm，横17.0cm以内とし，55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。　また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mmを超えて大きい場合③「記述枠」内に56行以上の記述がある場合④ Ａ４版でない場合⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合注１：手書きの場合も同様とする。注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。注３：「記述枠」内に県が記載している文章については，テーマ番号以外は削除しても良いが，記載が残っている場合は，行数に含める。注４：空白行は，行数に含めない。注５：写真・図は行数に含めないが，表中の行は行数に含める。＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞ |

※Ａ４版１枚（１ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。